

# 相 談 事 例

ID : 04-03-004

## 相談タイトル

道路用地買収で、残った土地の処分方法について

## Q：ご相談内容

都市計画道路の整備に伴う、道路用地の買収があり、群馬県に道路用地を提供したが、道路部分以外の残地がまだ120坪ほどある。

隣の人土地は道路以外の土地も含め残地が出ることなくすべて買収してくれた模様。

残地について、特に利用する予定もないので、売り払いたいと考えているが、買ってくれる人が出てこない。

隣の人と同様に県に買ってもらいたいと考えているが、ほかにどのような方法があるか聞きたい。

## A：回答

道路整備に伴う、道路用地の買収など、公共団体が土地を買収するには、その目的を持って買収を行いますので、基本的にその道路部分の用地のみの買収となり、残地も含めて買収してくれることはないと考えます。（残地が極小、不整形の場合等は例外あり）

県に話をすることは可能とは考えますが、残地を買収してくれることはないと思います。

残地を処分したいのであれば、不動産業者等に相談し、買い手を見つけてもらうこととなります。その際に、使い勝手もあり条件が整えば、相談者の方のみの土地でなくその周辺で残地として残った土地があれば、それらの土地所有者の方にも話をし、可能であれば一定のまとまりを持った土地での処分を考えて見て下さい。土地利用上その方が処分しやすいことも考えられます。なお、所在地は都市計画の市街化調整区域内ですので、建築物を建築する目的で土地を購入される方は、開発許可を得られる場合となりますので、注意して下さい。